

宗像市国民保護計画変更の概要

1. 変更理由等

閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」の変更内容を、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、本市の国民保護計画に反映するものです。

なお、計画変更にあたっては、宗像市国民保護協議会への意見聴取と福岡県への事前相談・知事協議を実施しています

2. 主な変更内容等

- ・本市における訓練実施の方法について、より具体的な例示を記載した。
- ・福岡県が行う避難施設指定に際して、市の施設の収容人数や構造等についての情報を提供する旨を記載した。
- ・自衛隊担任部隊の変更にともない、記載を変更した。
陸自第4後方支援連隊（春日市）から陸自第40普通科連隊（小倉南区）に変更
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）の整備・普及にともない、これらを活用した情報提供を行う旨を記載した。
- ・避難行動要支援者名簿の整備にともない、要支援者の避難に名簿を活用する旨を記載した。
- ・避難実施要領のパターン例について、新たに大規模テロを想定した緊急対処事態を2例追加した。
（例1）バスジャックによる自爆テロ事案
（例2）化学剤による攻撃事案
- ・全体を通して、記載の適正化を行った。
組織名称の修正、新たに締結した防災協定の追記など。